

「令和2年度やまなし産業大賞」募集要項

山梨県では、本県産業の発展、地域経済の活性化に対する貢献が顕著な企業等を顕彰して、県内企業の活動意欲を高め、地域の核となる企業を育成するため、やまなし産業大賞を平成21年度創設しました。令和2年度は、第12回となります。

1 賞の種類

製品、部品、技術又はサービスであって、新規性・独創性、技術的完成度、市場性、成長性などに優れた画期的なものを対象とします。

○次の賞が授与されます。なお、賞には、該当がない場合もあります。

大賞	1件	＜賞状、記念品、奨励金20万円＞
優秀賞	1件	＜賞状、記念品、奨励金10万円＞
優秀賞（小規模事業者）	1件	＜賞状、記念品、奨励金10万円＞

2 募集対象の要件

- (1) 県内に、本社か、工場・研究所その他の活動拠点がある企業（団体を含む）であること
- (2) 県内の活動拠点等で開発、製造又はサービスを提供していること
- (3) 応募時点で、販売・提供されているもので、販売・提供開始後概ね5年を経過していないこと
- (4) 応募対象に関連して、知的財産権の帰属に関する争いや、権利侵害等に関する主張を受けていないこと
- (5) 大賞受賞に相応しくない事由がないこと
- (6) 自己または自社役員等が、次の各号のいずれかに該当するものでないこと、また、次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (イ) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (カ) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(ア)から(オ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者

3 審査基準等

《審査に当たっての基本的考え方》

- | | |
|-------------|---|
| (1) 新規性・独創性 | 独創性に富んだ新しい製品、技術又はサービスであること、高度な技術を活用していること、独自のビジネスモデルを有しているか |
| (2) 技術的完成度 | 品質・性能において、既存の技術と比較して優秀であること、使用感や操作性が良好で安全性に配慮していること、おもてなし・安全・安心に配慮したサービスであること |
| (3) 市場性 | 価値に見合う価格であること、ターゲットとする市場にインパクトを与えていること、他の企業に対する波及効果が期待できること |
| (4) 成長性 | 開発した製品、技術又はサービスを活用して、新たな開発が展開できること、10年後に企業の核となる事業に発展する可能性があること社会との調和環境に配慮していること、地域に対する経済的効果が期待できること、地域や同業の発展に寄与できること |
| (5) 経営品質の取組 | 自身の魅力（経営資源、強み）、提供する製品・サービスの顧客・市場・競争関係等の現状分析ができていていること、職場環境向上への課題解決及び将来目標達成に向けた人材育成に対する取組、社会的責任に対する取組みが実施されていること、目指すべき理想的な姿に対し、現状分析を踏まえた戦略課題が具体的に検討されていること |

4 審査方法

応募案件は、商工団体等により構成される運営委員会による第一次審査を経た後、審査委員会において第二次審査をプレゼンテーション及び質疑応答により行います。第二次審査の日時、場所については第一次審査通過のご連絡とともに、お知らせいたします。

第一次審査は、申請書に基づいて運営委員会が審査をします（書面審査）。

第二次審査は、応募案件についてプレゼンテーションと質疑応答を行っていただきます。また、第二次審査の前に、直近の決算書を提出していただきます。

5 応募方法

- ・別紙の「令和2年度やまなし産業大賞応募申込書」及び「別紙1 誓約書」に必要事項を記入の上、令和2年6月1日（月）から令和2年7月17日（金）までに山梨県産業労働部成長産業推進課まで送付するか、ご持参ください（郵送の場合は必着）。なお、受付時間は8：30～17：15とさせていただきます。

ただし、応募期間中であっても土日祝祭日には、持参による受付は行っておりません。

- ・応募単位は、県内に本社のある企業の場合は、原則としてその企業単位となります。県内に本社のない企業の場合は、原則として県内に所在する事業所全体を単位とします。
- ・本賞の対象は製品、技術又はサービスが対象ですが、異なる製品、技術又はサービスであっても同一企業が複数応募することはできません。

- ・応募は、自薦・他薦を問いません。他薦の場合は、申込書の該当欄に推薦者の押印が必要となります。
- ・応募の際には、応募案件に関する説明資料としてパンフレットや説明書、写真等を添付してください。説明資料を添付する場合は、同一のものを15部ご提出ください。
- ・応募書類の不備や、必要な資料等がある場合は、再提出や追加提出を求めることがあります。
- ・応募書類は、返却いたしません。

○応募申込書の様式は、県庁ホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.yamanashi.jp/seichosangyo/sangyo-taisho/boshu2020.html>
 県庁トップページ→しごと・産業→補助・支援→商工業・サービス業→
 その他支援制度等→令和2年度やまなし産業大賞の募集について

6 応募期間

令和2年6月1日（月）～7月17日（金）

7 書類提出先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
 山梨県 産業労働部 成長産業推進課 起業・経営革新担当

8 結果発表（予定）

令和2年10月下旬にプレス発表するとともに、県庁のホームページで公表し、受賞者には直接通知します。

9 表彰式

令和2年11月5日（木）に「山梨テクノロジーメッセ2020」（開催期間 令和2年11月5日～7日）会場内において、表彰式を開催する予定です。

応募・問い合わせ先

山梨県 産業労働部 成長産業推進課
 起業・経営革新担当

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
 TEL 055-223-1544 FAX 055-223-1569